

型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習受講申込書

講習日	令和2年 6月 15日 ~		令和2年 6月 16日		
申込締切	令和2年 6月 5日		必要なら○	助成金	CPDS
ふりがな 氏名			男 ・ 女	生年月日	西暦 年 月 日
住所	〒 TEL ()				
最終学歴	(卒業学部学科等詳細に記入)				
講習の一部 免除の有無	いずれかに○して下さい。 全科目13時間 一部免除3時間 一部免除1.5時間 ※必要に応じ免許証・修了証のコピー添付				
該当職務 経験年数	自 年 月 計 年 ヶ月 至 年 月 ※2年以上3年未満の申込者は卒業証明書のコピーを添付(18歳以上の経験)				
区分 (該当項目に○)	①志摩建設事業協同組合組合員 ②(一社)三重県建設業協会志摩支部協会員 ③建災防志摩分会員 ④その他				
事業主証明	上記の記載内容について相違ないことを証明いたします。 所在地 事業所名 代表者氏名 電話 FAX 印				

年 月 日

志摩建設事業協同組合 理事長 殿

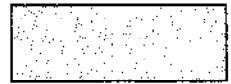
申込者氏名
(受講者本人)

印

注意事項

- ・申込書に必要事項を記入して下さい。該当事項は○で囲んで下さい。
- ・それぞれの講習毎に1枚必要です。コピーしてお使いください。
- ・3ヶ月以内に撮影した証明用写真1枚(縦3.5cm×2.5cm 正面・脱帽・上三分身・背景無地)を添付して下さい。裏面に氏名の記入をお願いします。
- ・型枠支保工の組立て又は解体に関する作業実務経験が3年以上の方、ただし大学・高専・高校において土木・建築の学科を専攻し卒業した方は、2年以上の実務経験で受講可能です。
(卒業証明書写し添付)
- ・受講資格に関しては、添付の受講資格をお読みください。
- ・実務経験は18歳以上の経験です。
- ・申込書、添付書類、写真、受講料、テキスト代共に提出して下さい。

◎本申込書にて提供していただいた個人情報は受講者の同意なくこの技能講習以外では一切使用しません。



技能講習の科目、時間及び受講資格表

(型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習)

1. 技能講習の科目、時間

講習科目	講習時間	講習科目の一部免除	
	正規講習	3時間	1.5時間
作業の方法に関する知識	7.0	—	—
工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3.0	—	—
作業員に対する教育等に関する知識	1.5	1.5	—
関係法令	1.5	1.5	1.5
合計	13.0	3.0	1.5

2. 技能講習の受講資格

講習時間		受講資格
正規講習	1.3時間	<ul style="list-style-type: none"> 型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に3年以上従事した経験を有する者 (労働安全衛生規則別表第6型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習の項受講資格の欄第1号) 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有するもの (労働安全衛生規則別表第6型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習の項受講資格の欄第2号) 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習規程第1条第3号に掲げる者で当該訓練を修了した後2年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有するもの
講習科目一部免除	3時間	<ul style="list-style-type: none"> 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習規程第1条第1号、第2号及び第4号に掲げる者で当該訓練を修了した後2年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有するもの 労働安全衛生規則別表第6型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習の項の受講資格を有する者で、職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建設科若しくはブロック建築科の訓練又は旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開法訓練のうち旧能開法規則別表第7の訓練科の欄に掲げる建設科、型わく科若しくはブロック建築科の訓練(訓練法第10条の準則訓練である能力再開法訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開法訓練として行われたものを含む。)を修了したもの 労働安全衛生規則別表第6型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習の項受講資格を有する者で、職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)別表第1に掲げる検定職種のうち、ブロック建築又はとびに係る1級又は2級の技能検定に合格したもの
	1.5時間	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生規則別表第6型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習の項の受講資格を有する者で、職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる建設科、建築科、建築ブロック科又はとび科の職業訓練指導員免許を受けたもの